

京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程及び
 京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第15号)</p> <p>(前 略) (副研究科長)</p> <p>第3条 農学研究科に、副研究科長<u>3名</u>を置く。 2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第16号)</p> <p>(前 略) (副研究科長)</p> <p>第2条の2 人間・環境学研究科に、副研究科長<u>2名以内</u>を置くことができる。 2 副研究科長は、人間・環境学研究科の専任の教授をもって充て、教授会の議を経て、研究科長が指名する。 3 副研究科長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する研究科長の任期の終期を超えることはできない。</u> 4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。 (後 略)</p>	<p>(副研究科長)</p> <p>第3条 農学研究科に、副研究科長<u>4名</u>を置く。 2～4 (同 左)</p> <p>(副研究科長)</p> <p>第2条の2 人間・環境学研究科に、副研究科長<u>3名以内</u>を置くことができる。 2 (同 左)</p> <p>3 副研究科長の任期は、<u>指名する研究科長の任期の範囲内において、当該研究科長が定める。ただし、再任を妨げない。</u> 4 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成29年5月1日から施行する。</p>